

# 農業委員会だより

■問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎(32)8915

## 農業委員会総会

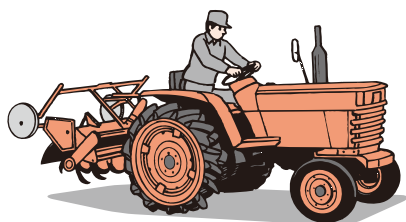
農業委員会は毎月、総会を開催し、農地の権利移動や転用などについて審議しています。

令和5年度の開催予定は表のとおりです。農地の移動や転用を考えている方は、お早めに農業委員会事務局へご相談ください。

### ■日程

申請受付締切日	定例総会
4月10日(月)	4月25日(火)
5月10日(水)	5月25日(木)
6月9日(金)	6月26日(月)
7月10日(月)	7月25日(火)
8月10日(木)	8月25日(金)
9月8日(金)	9月25日(月)
10月10日(火)	10月25日(水)
11月10日(金)	11月27日(月)
12月8日(金)	12月25日(月)
令和6年1月10日(水)	令和6年1月25日(木)
令和6年2月9日(金)	令和6年2月27日(火)
令和6年3月8日(金)	令和6年3月25日(月)

※農地法第3条申請について、令和5年4月より様式の変更が予定されていますので、申請を予定している方は事前にお問い合わせください。



## 農地転用には農地法の許可が必要です

農地を農地以外にする「農地転用」は、原則として農地法の転用許可が必要です。許可なく転用した場合や、許可を受けたとおりに転用をしなかった場合には、原状回復などの命令や、罰則が適用される可能性があります。

転用の許可申請受付は、農業委員会で行っています。農地転用には様々な基準・要件があり、その調査や照会にお時間をいただく場合がありますので、お早めにご相談ください。

## 農業経営意向調査の追加調査を実施します

昨年10月の農業経営意向調査につきましては、ご協力いただき誠にありがとうございました。

より具体的な農地最適化利用のため、ご回答いただいた農業経営意向調査の営農志向において縮小・離農の意向がある方を対象に、農業経営意向調査の追加調査を実施します。

調査結果は、更なる農地の集積・集約化や農地の遊休化防止・解消、地域計画目標地区の素案作成のために活用していきますので、ご協力をお願いします。

■調査内容 農地各筆の意向調査

■調査対象者 令和4年度農業経営意向調査にて営農志向を「経営規模を縮小したい」・「農業をやめたい」と回答いただいた方

■調査期間 地域ごと、順次発送

■調査方法 調査用紙を対象世帯に郵送

## 経営移譲年金を受給している方へ

### 農地を動かすその前に

経営移譲年金の受給者は、後継者などに貸付している農地の農地転用・後継者以外への貸付・売買を行った場合、特定の条件を除き年金の一部が支給停止になります。

経営移譲年金を受給されている方で、農地の貸し借りや売買、農地転用などを検討されている場合は、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

## 家族経営協定を結んでみませんか

農業経営は、家族単位で営む家族経営が大半を占め、仕事と生活の境目が明確ではありません。そのため、労働時間や労働報酬などの様々な問題が生まれがちです。

農業委員会では、農業経営に携わる家族が経営に参画できる魅力的な経営方針や役割分担、働きやすい就業環境整備などについて、家族みんなで話し合いながら作成する「家族経営協定」の締結を勧めています。

また、以前協定を結んだご家族も、経営内容の変更やライフステージにあわせて再締結ができます。検討される場合は、農業委員会事務局までご相談ください。